

「経済と女性労働」

96C3151003B 加藤 鐘子

「女性の時代」という言葉をこの頃よく耳にする。中でも既婚女性の就業の増大は著しい。1992年には、夫婦共に働いている「共働き世帯」が夫が働き妻が専業主婦である「伝統的な世帯」を初めて上回った。その様な状況の中で私は大学二年生の一年間、ベビーシッターのアルバイトをしていた。そこで私は、仕事と家庭（育児）を両立せざるを得ない母親達の苦労や奮闘を見た。それをきっかけに私は“働く女性”中でも、母親である既婚女性の労働に興味を持ち始めたので、卒業論文の題材に選んだ。

経済学では、個人（女性）は自分の前に置かれた選択肢（機会）の中から、自分なりにベストなものを選ぶと仮定する。勿論、この選択肢がどれだけ沢山あるのか、この選択が主体的であるのか、それとも、そうでないのか（周囲の状況によって選ばれてしまった）を明らかにする事は大切である。それは、時代やその人の置かれた社会・経済環境、または社会政策によって大きく異なる。しかしここで問題にするのは、就業や出生の決定において、女性が合理的に行動しているかどうかではなく、経済の変化がこの女性の選択をどう変えてきたかということの方にある。経済の変化は明らかに女性の選択肢を変え、また、この変化に対応して女性の行動が変化してゆく。

経済が発展すると何故女性の社会進出が増えるのか、既婚女性の就業はどのような経済要因によって説明出来るのか、この様な経済変化が私達の結婚や出産にどのような影響を与えるのか、という事を見ていきたい。

第一章

既婚女性が家の外で働くようになってから久しい。この事によって、従来女性が行ってきた家庭（家計内生産）と就業（市場生産）との両立が困難になり、女性は、結婚を遅らせたり、子供の数をセーブしたりして両立をはかるようになる。この変化がもたらす社会への影響は大きい。ここでは、先進国の女性の社会進出を促進した経済要因を明らかにし、それが日本の女性の就業にどのような影響を及ぼしているのかについてかんがえてみよう。

経済発展と既婚女性の労働参加のあいだにはどのような関係があるのだろうか。インドの経済学者シンハは、自国における発展段階の異なる地域や、異なる社会経済のグループの既婚女性の労働力率をもとに、経済発展のレベルと既婚女性の労働力率のあいだにU字型の関係があるという仮説を呈示した（Shin ha, 1965）。さらに、デュランドは、経済発展の段階の異なる100カ国の国勢調査の結果をもとにこの仮説の検証を試みている（Durand, 1975）。

その結果、経済が発展すると、農業部門における既婚女性の労働力率が減少す

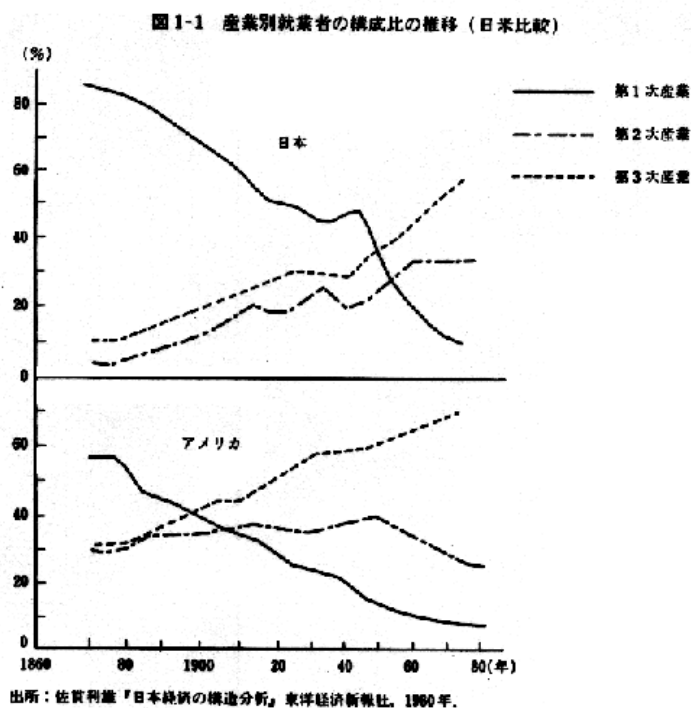
るという傾向と、経済のもっとも発展した先進国（脱工業化社会）では既婚女性の労働参加が高まることについては多くの国で共通性が見られたが、その中間の段階に在る工業化社会における女性の労働参加については、明らかな関係は見出せなかった。

経済発展とともに工業化が進展し、農村人口が減少すると、女性の労働参加が低下するのは、工業化にともなって出現した新たな就業機会に、まず一家の稼ぎ手としての男性が就く場合が多いからである。とくに、工業化の初期の段階において、失業率が高く不完全就業者や潜在失業者が社会に存在するときには、その傾向が強い。また、労働供給の側からみると、経済発展とともに賃金や家計所得が上昇するので、家計補助の目的で第2の稼ぎ手としての妻が就業する必要が減る。そのため工業化にともなって女性の労働力率は低下傾向を示すのである。

さらに経済が発展し、脱工業化社会を迎え、就業機会の比重が第3次産業に移ってくると、女性の労働力率はふたたび上昇傾向に転ずる。この段階では、市場経済の発展とともに、家計所得も上昇するが、女性が市場で受け取る賃金も上昇する。この場合、家計所得の上昇は既婚女性の労働力率を下げるが、女性の市場賃金の上昇は労働力率を上昇させる。経済がもっとも発展した段階では、この女性の市場賃金の上昇が、既婚女性の社会進出を進めることになる。

経済の発展段階にともなって女性の就業機会も変化するが、この変化は、各国の経済発展の段階やその速度に大きく影響される。

経済が発展するにしたがって、就業人口は農業を中心とした第1次産業から製造業を中心とした第2次産業へ、そしてさらには、サービス部門を中心とした第3次産業へと移行する傾向がある。



経済発展の速度の違いをみるために、産業間の就業人口の移動を日米間で比較したのが、図1-1である。この図をみると、両国の経済発展の速度の違いが一目瞭然にわかる。第1次産業と第2次産業の就業人口の割合が減少し第3次産業の割合が高まることによって、この3本の線が交差する時期をみると、アメリカではそれが、今世紀の初めに起きているが、わが国では、1950年から60年のあいだにみられる。このことは、日米比較には、アメリカの20世紀初めからの変化と日本の戦後を比較する必要があることを示唆している。また、わが国では、戦後になってからの変化が急速であるために、世代間の違いにも他の国以上に注意を払うことが必要となる。

表1-2 既婚女性の雇用就業率の推移

	日本	アメリカ
1900	—	5.2
20	—	9.0
30	—	11.7
40	—	15.4
50	—	21.6
60	8.8	30.5
65	14.1	34.7
70	18.3	40.8
75	21.3	44.4
80	26.1	51.0
85	29.9	54.2
90	33.9	56.5*

注：1. アメリカの数字は有配偶労働力率、
2. 1988年のデータ。

出所：アメリカ 1900～50年 Smith and Ward, "Time Series Changes in the Female Labor Force," paper presented at conference on Trends in Women's Work, Education, and Family Building, 1983.

1960～90年 Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, *Handbook of Labor Statistics*, various volume.

日本 労働省『婦人労働の実情』。

冒頭で、戦後の社会変化は既婚女性が外で働くようになったことによってもたらされたと述べた。わが国でも女子の雇用者の増大は、既婚女性の労働参加の増加によるところが大きい。いま、配偶関係別の女子雇用者の構成比をみると、1962年では、雇用者全体に占める有配偶者の割合は32.7%であったのが、90年には58.2%にまで上昇している。表1-2は、アメリカの既婚女性の労働力率と日本の既婚女性の雇用就業率を比較したものである（アメリカの労働力率の9割以上が雇用者であるので、これにあわせるために日本では雇用就業率を用いている）。これをみると、60年はわが国の既婚女性の雇用率は8.8%と低く、結婚してからは雇用者として働く既婚女性が少なかったことがわかる。しかし、90年には33.6%にまで上昇しており、3人に1人の既婚者が働いている。また、これをアメリカと比較すると

数字の上では、アメリカの1920年から60年の初めにかけての変化が、わが国では60年から90年にかけて起きているように思われる。

興味深いのは、64年にアメリカで雇用平等法が施行された時の労働力率と86年にわが国で男女雇用均等法が施行された時期の雇用就業率が、どちらも約30%であることである。このことは、時期の違いはあるものの、経済が発展するにしたがって、どちらの国にも女性の就業を促進する共通の経済要因が存在するというを示唆している。

次に、女性の職業変化について、アメリカと日本を比較してみよう。表1-3は、1890年から1950年にかけて、アメリカでの女子労働者の職業変化をみたものである。この表をみると、この時代、女性の職業が製造業の直接生産部門の作業職から事務職へと移行する過程が読み取れる。1890年には、非農林業部門で働く女性の31.8%が生産工程作業に従事しており、事務職に従事する女性は3.9%とわずかである。それが1950年になると、事務職が27.6%に上昇し生産労働者の比率が22.2%へと低下している。

表1-3 アメリカにおける女子労働者の生産職から事務職への推移 (単位: %)

年	女子就業者の職業別構成比		全就業人口に占める女性の割合		女子就業者に占める有配偶女性の割合		
	事務	生産工程	事務	生産工程	事務	生産工程	計
1890	3.9	31.8	14.6	20.2	4.1	10.7	11.2
1900	6.3	30.2	24.0	18.5	3.7	11.8	12.6
10	11.0	29.1	36.2	17.1	—	—	—
20	21.7	25.9	47.7	15.1	9.2	24.5	20.7
30	22.7	19.2	51.5	13.4	18.7	32.4	28.3
40	22.3	20.2	51.5	18.9	26.1	25.0	31.8
50	27.6	22.2	62.1	16.8	41.5	—	46.1

出所: U.S. Population Census.
Goldin, C. "The Historical Evolution of Female Earnings Functions and Occupations,"
NBER Working Paper, No. 529, 1981.

注目すべきことは、生産職がおもに未婚の女性によって占められていたのに対して、事務職では、女性の参入が続くにしたがって、そこに占める有配偶女性の割合が高まってくることである。1890年には非農林業部門の女子労働者に占める既婚者の割合は11.2%にすぎなかったが、1950年には46.1%に上昇した。同じ時期に、事務職に従事する女子労働者に占める既婚者の割合は4.1%から41.5%に変化している。

これは若いときに働いていた女性が、育児の後にふたたび労働市場に戻ってきたためである。そして、この変化の時期は、アメリカの女性の年齢別にみた女子の労働力率がM字型に変化した時期と一致する。

女子の就業機会が製造業の生産工程職に集中していたときには、若年期に就業率がピークを描く釣鐘型をしていた。それが、事務職の拡大とともに、結婚や育児などでキャリアを中断した女性達がふたたび労働市場に戻ってくるようになったために、年齢と女子労働力率とのあいだにM字型の関係が見られるようになるのである。

それでは、この女性の職業変化がなぜ、いま述べたような女性の就労パターン変化を生み出したのだろうか。ゴールドフィン(1981)は、この変化を説明する要因として、これらの職業に必要とされるスキル(技能)の違いに着目する。ここでいうスキルとは、仕事を遂行するのに必要なさまざまな能力の全てを総称したものである。このうち、他の会社に移っても通用するスキルを一般スキルと呼び、他の会社に移ったら失ってしまうスキルを企業特殊のスキルと呼んでいる。

一般スキルとは、たとえば、語学やタイプ、ワープロ、コンピューターのプログラミングやオペレーターのような専門的な資格、または、学校教育を通じて得

られる社会性や一般教養の能力などのことをいう。これに対して、企業特殊スキルとは、その企業で製造販売している商品の知識、職場の人間関係や勤めている企業の組織を理解することなどの、その企業でのみ通用する知識や技能のことをいう。また、一般的な技能は職場以外の学校や専門学校などの機関でも身につけることができるが、企業特殊スキルは職場で働きながら身につける点で違いがある。

一般に、労働者が会社から教育訓練を多く受けるほど、初任給は低くなるが、年齢や勤続にともなう賃金の上昇は急になる。これにともなって企業への定着率も高くなることが実証されている。他方、専門的な知識や資格を活かして仕事をしている場合、初任給は高くなるものの、入社してからとくに教育訓練を受けなければ、その後の賃金の上昇率は教育訓練を多く受けたものに比べて低くなり、かつ離職率も高くなる。その理由は、会社を代わっても過去の経験を活かすことが可能だからである。また、初任給が高いのは、資格を取るための費用は労働者自信の負担であって、会社が負担していないからである。

アメリカの戦前のデータをもとに、製造業で生産労働に携わる女性と、事務職に従事している女性労働者それぞれについて賃金プロファイルを推定してみると、生産労働者の方が就業年数による賃金の上昇率は高いが、就業経験年数15年を過ぎるとその上昇は止まり、賃金の勾配は下降に向かう。他方、事務職従事者の間では、賃金水準は生産労働者に比べて高いが賃金の上昇率は生産労働者に比べて低く、生涯にわたって穏やかな上昇が続いている。

ゴールドインは、このような賃金プロファイルの違いは、生産作業職では、企業内での教育訓練や作業の経験を通じて得られる技能（企業特殊技能）が重要であるのに対して、事務職では、学校教育を通じて得られる一般教養や、職場を代わっても通用するタイプや速記などの一般技能が重要であること示唆しているという（Goldin, 1981）。そして、この事務職の特技は、働いていないあいだに生ずるスキルの低下（human capital depreciation）が少ないという点で、結婚や育児のためにキャリアが中断される可能性の高い既婚女性の再就職を容易にしたのである。

以上に述べた2つの職業のスキル形成の違いに加えて、もう1つ重要なのは、教育の重要性の違いである。生産作業者の場合、その他の事情を一定にすると学歴による賃金効果は皆無に等しいのに対して、事務職の場合は、学歴が賃金に与える効果が大きい。これは、さきに述べたように、教育を通じて獲得する能力が、職場での生産性に影響を与えているからである。

アメリカでは、1920年までには、すべての州で義務教育が法制化され、また義務教育の期間も延長されている。この女性の進学率の上昇が事務職への参入をさらに加速する要因となったといわれている。

ゴールドインは、1900年から30年にかけてみられたアメリカの女性の職業変化のうち、約3分の1は高学歴化の進展によって、残りは経済発展にともなう労働需要の変化（女性の就業機会の変化）と女性が働くことに対する意識や嗜好が変化したものによるものである、としている。

女性の社会進出は女性の高学歴化とともに活発化し、その変化はさらに戦後へとひきつがれてゆく。既婚女性の社会進出の進展は、戦後に起きた最も大きな社会変化といわれるが、実はこの変化はアメリカではすでに19世紀の終わりから始まっている。それが表面化し、その重要性が認識されるようになるまでに相当の時間が経過しているのである。

このようなアメリカの女性の職業変化は、日本では戦後にならないとみられない。戦前の女子労働者の大多数は、紡績工場に勤める女工や、農業に従事するか家族従業者であった。

表1-4は、日本の女性の職業変化をみたものである。これによると、全女子雇用者に占める事務職従事者の割合は、1955年から80年にかけて14・1%から26・6%へと上昇している一方、生産工程作業者の割合は38・3%から26・1%へと減少しており、時系列でみると、わが国でもアメリカでみられたように、女子雇用者にみられる事務職従事者の割合は上昇傾向を、生産工程従事者は減少傾向をたどっていることがわかる。

さらに全事務職従事者のうちの女性比率をみると、アメリカでは1930年に、日本では80年に事務職の女性比率が50%を超えており、どちらの国でも事務職が男性から女性の仕事に変わってゆく過程がみられる。

表1-4 日本における女子労働者の生産職から事務職への推移 (単位: %)

年	女子雇用者の職業別構成比		全雇用者に占める女性の割合		女子雇用者に占める有配偶女性の割合		
	事務	生産工程	事務	生産	事務	生産工程	計
1955	14.1	38.3	33.1	31.8	16.0	34.8	33.1
60	17.5	36.3	36.6	30.5	21.2	37.4	35.7
65	20.0	34.6	40.7	30.1	29.5	49.5	38.6
70	23.7	30.0	41.1	30.6	33.3	59.5	41.4
75	25.6	27.0	50.6	27.7	45.2	69.9	51.3
80	26.6	26.1	53.6	29.3	49.8	75.6	58.0

出所：総務庁統計局「国勢調査」。

このように、女性の職業変化は日米間で共通している点が多いが、同時に相違もみられる。それは、アメリカでは、事務職の拡大とともに、製造業部門で生産工程作業員として働く女性が減少したのに対して、日本では、この比率が依然として高く、しかもその大多数が中高年の既婚女性であることである。

アメリカの製造業部門で働く女性の既婚者比率は、多くてもせいぜい20%どまりであるのに対して、日本では、1950年から80年にかけて34・8%から75・6%にまで上昇している。すなわち、80年には女子生産工程技能工および労働者の4人に3人が有配偶女性なのである。

なぜ、アメリカと対照的に製造部門に既婚女性が集中しているのだろうか。生産工程作業員に従事する女性の年齢分布を、1960年と80年で比較してみると、60年には15～19歳の若年者の比率が高かった(31・9%)のに対し

て、80年ではこの比重が40～49歳に移っている(32.5%)。このことは、高度成長にともない深刻化した若年労働力不足を緩和するために、既婚女性がその代わりに労働市場に吸収されていったことを意味している。

彼女たちの多くは若い世代に比べて学歴も低く、その多くはパートタイム就労をしており勤続年数も短い。ここから、日本は女性の活用においては後進国といったイメージが定着していったのである。

しかし、日本が他の国に比べて遅れて、急速に発展を遂げた後進国であることを考えれば、これはそれほど不思議な現象ではない。時間をさかのぼれば、アメリカにおいても、19世紀の終わりから20世紀の初めにかけては、女子労働の殆どは、製造業部門で働く女工か、家政婦であった。アメリカが100年かけて達成した経済発展を、日本が戦後の40年に凝縮して実現してしまったと考えれば、ホワイトカラーの仕事につく戦後世代の若い女性とブルーカラーの仕事につく戦前・戦中世代の女性が共存していても不思議はない。わが国の既婚女性の世代間にみられる相違は、実は戦後に急速な成長と構造変革を遂げた日本経済に対応した女子の就業機会の変化を反映しているのである。

次に、事務職従事者の年齢構成を比較してみると、60年には過半数が20～29歳層に集中しており、比較的若い層で占められていたが、80年にはそれ以外に30～39歳層にも上昇がみられるようになった。これは、アメリカでも観測されたが、事務職の拡大とともに結婚しても仕事を継続するか、または、育児を終えて再就職する既婚女性がふえてきたことのあらわれだろう。

第二章

今挙げてきた経済変化に伴う女性の職場進出の進展は、労働市場に変化をもたらしたのみでなく、社会における家族の在り方にも大きな変化をもたらしている。その様な観点から女性の社会進出が、女性の結婚や出産(出生パターン)にどのような影響を及ぼすのかを見ていきたい。

我が国の女子労働者特徴の1つに、結婚や育児による就業中断の確率が高い事が挙げられる。女性の就業中断には出産や育児が大きな影響を与え、職業を継続するためにはその間子供の面倒をみってくれる人や場所が必要である。我が国ではいったい誰が母親が就業しているあいだ子供の面倒をみているのだろうか。

1989年に実施された「既婚女子労働者の生活実態調査」から6歳以下の子供のいる共働き世帯での保育状況を見ると、末子が1歳未満の場合、67.2%の女性は自分または夫の父母が保育を行っている。保育所・託児所の利用は23.8%と低い。子供が1歳以上で小学校入学前である場合には保育所や託児所を利用する割合が48.9%と増加し、本人や夫の父母に頼る割合は51%にまで減っている。ここから、ゼロ歳児の保育が難しいことがうかがえる。

これをアメリカやイギリスと比較してみると、イギリスでは身内のものが世話をしている状況が8割で保育所の利用は1割強であり、我が国の方が保育所や託児所を利用している割合が高い。しかし、異なる点は身内の中の夫の割合が高

い事である。我が国の場合はこの割合は、末子が1歳以下では4・2%、1歳以上で小学校に入学する子供のいる世帯では3・6%である(表2-1)。

表2-1 学齢期前の子供のいる働く女性の育児の状況 (複数回答)

	若いコホート*		中高年コホート*		末子が1歳未満	末子が1歳以上小学校に入学前
	イギリス	アメリカ	イギリス	アメリカ	日本	日本
家で働きながら育児をしている	8.2%	— ¹	11.1%	— ¹	—	—
仕事場に子供を連れていく	3.1	5.7%	1.6	4.2%	—	—
幼稚園に行っている間だけ働いている	—	3.7	—	4.0	—	15.0
夫	51.0	16.8	36.0	17.0	4.2	3.6
年上の兄弟または姉妹	3.1	3.5	3.3	18.7	—	—
他の身内	27.6	25.4	41.0	23.9	78.6(67.2) ²	59.0(51.0) ²
自宅に人を雇う	4.1	9.4	1.6	12.6	1.5	1.0
友人または近所の人にたのむ	21.4	27.2	16.3	15.0	2.7	2.1
保育所(公立)	6.1	2.6	3.3	0.6	28.9	49.8
保育所(私立)	5.1	14.2	3.3	8.2		
その他	—	4.2	—	6.9	1.2	1.2
サンプル数	98	644	61	45		

注：1. アメリカではこの設問はなく、その他にふくまれている。

2. () 内は夫または自分の父母の数字。

3. アメリカの若いコホートとは1968年に14~24歳の女性、中高年コホートとは同年に30~44歳である女性であり、イギリスの若いコホートとは1949~53年に生まれた女性、中高年コホートとは1944~48年に生まれた女性である。

出所：イギリス、アメリカ Dex & Shaw (1986), Table 2.12 p. 36.

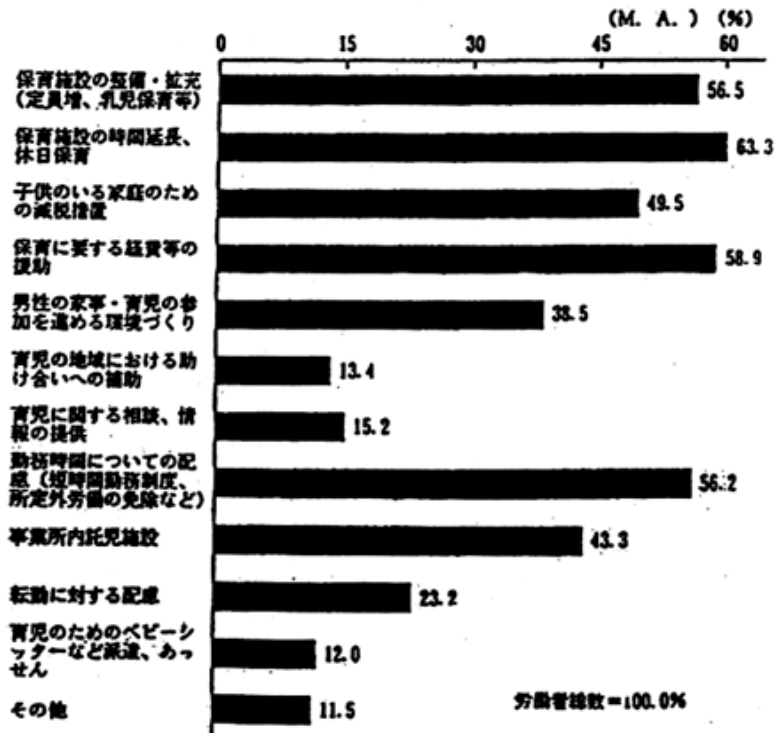
日本 婦人少年協会「既婚女子労働者の生活実態調査結果報告書」1989年。

女性の就業が家計という単位で決定されるということは、夫の行動が妻の就業にもかかわりをもってくるということである。この点、夫の長い労働時間が女性の就業にマイナスに働いている事も今後の女子労働を考える場合に重要だろう。

今見たようにイギリスや日本では身内に頼るのが現状であるのに対して、アメリカでは自宅に人を雇ったり、私立の保育所を利用するケースが多い。しかし、公立の保育所を利用する人は少ない。これは公的な保育所が整備されていないからである。そのために、アメリカでは、高収入の女性は良質のデイケアサービスを購入しフルタイム就労をするが、低賃金の女性はパートタイム就労をしたり働く事を断念する女性も多い。正規従業員であれば、労働時間を選択することができず、また、労働時間も不規則であるために、二重保育を余儀なくされることが多いからである。女性の就業中断が多いということは、継続就業にかかるコストに見合ったメリットのある仕事が少ないということだろう。そのため、女性就業者の2極分化が進んでいるといわれる。

このように女性の継続就業を可能にするための保育制度についてはどの国でも問題を持っている。我が国の公的な保育所制度も、量の問題もさることながら、経済の変化に伴う女性の働き方の変化に対応しきれていないといった問題が生じている。公的な制度以外にも民間制度を充実させるなどの柔軟な対応が望まれて

表 2-2 仕事と育児を両立するために必要と思う対策



資料出所 婦婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」(平成6年)

いる(表2-2)。よって、公的な保育設備を利用する人もいるが、本人や夫の両親に頼っているのが実状のようである。そのため共働き世帯では3世代同居世帯が多い。1988年の「労働力特別調査」をみても0~3歳児のいる核家族世帯の女性で週35時間以上就業しているのは全体の9.3%なのに3世代世帯では26.3%と親と同居している世帯の女性の方が長い時間働いている。

このことは、自分や夫の親に子供の面倒をみて貰えない女性にとっては、育児は継続就業する際の大きな障害になっているということである。現在孫の面倒をみている女性が若い時(1960年代)には女性の雇用就業の機会是非常に限られたものであった。そのため、有配偶女性の雇用就業率は非常に低かった。しかし、女性をとりまく経済環境も意識も大きく変化してきている。自分の子供だけでなく、孫の面倒までもみるという女性は少なくなってきているのではないか。さらに、最近の晩婚化によって子供を生むタイミングが遅れてきているために、親の年齢も高齢化している。親に子供の面倒をみて貰えるうちはいいが、そのうち親の介護を働く母親が引き受けなければならなくなる。高齢化に伴った介護の問題は、保育問題以上に深刻な問題になりつつある。

また、親との同居率は低下傾向にあり、核家族化が進展すれば、女性の就業と子育ての両立をはかることはますます困難になる。就業と育児の両立が困難であ

れば、女性は就業を続けるために子供を抑制するようになるだろう。若しこのまま出生率が下がれば高齢化社会の進展はさらに速度を増し、21世紀の社会を支える潜在的な若年労働力をさらに減らすことは間違いない。

事実多くの先進国で出生率は、長期的に低下傾向にある。我が国とても例外ではない。そこで経済発展による女性の就業と出生の変化を国際比較の視点からみてみよう。

これまでにたびたび指摘してきたが、過去20年にかけて先進国に共通にみられる現象は、女性の高学歴化と(女性の)市場賃金の上昇、有配偶女性の雇用就業率の増加、出生率の低下、である。

これらの変化を経済学では次のように説明する。経済の発展とともに市場賃金が上昇したことによって、女性が家にいることの時間の価値が高くなり(他の事情を一定にしたときに)、女性はより高くなった家事時間を節約し、それを労働時間に代替させるようになる。その結果、既婚女性の雇用就業率も高まる。

同時に市場賃金の上昇にともなう時間の価値の上昇は、家計が希望する子供の数を減少させる。その理由は、時間の価値の上昇が育児の(機会)費用を高めるからである。それゆえに、市場賃金の上昇は、既婚女性の労働参加を促進し、出生率を下げるのである。

女性の就業と出生の決定が、市場賃金の上昇という媒介変数を通じて同時に影響を受けるという理論は、アメリカではケインとドューリー(Cain and Doolley, 1976)やフライシャーとローズ(Fleisher and Rhodes, 1979)によって実証されている。後者は、子供の数のみでなく子供の質をも考慮している。ここでいう子供の質とは、所得が上昇すると、家計は必ずしも子供の数を増やすのではなく、子供1人に対する投資を増やすということである。投資には、子供の教育や、健康への投資などがふくまれている。フライシャーとローズの研究では、子供の質の代理変数として、子供が成長したあとに市場で得た賃金を用いている。

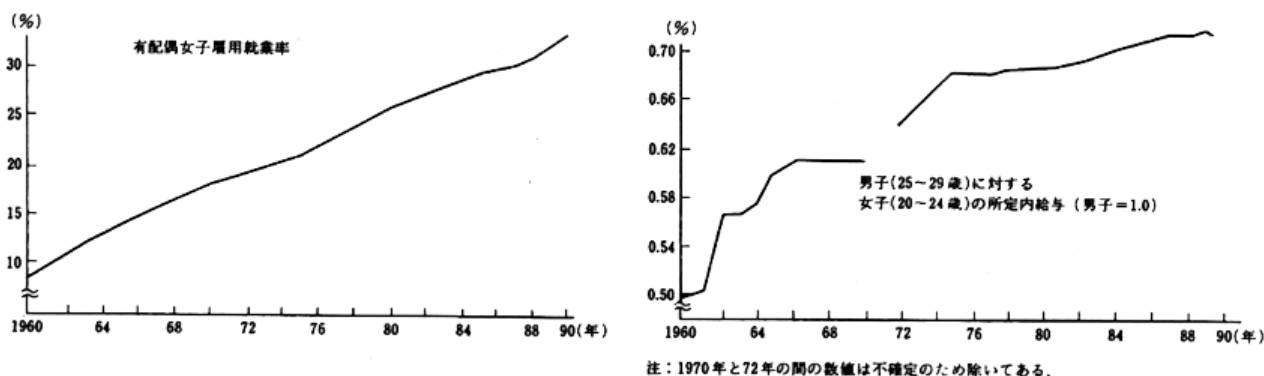
この子供の質に関する論議は、ベッカーとルイス(Becker and Lewis, 1973)によって、また、より精緻な理論展開は、ウィリス(Willis, 1973)によってなされている。耐久消費財の消費パターンをみると、所得が高くなるにしたがって、消費の「量」が増えるというよりも、より良質な商品に買い替える傾向がみられることはよく知られるところである。同様に、子供(チャイルドサービス)の需要も、所得の上昇に伴って量から質へと転換すると考えられる。もしそうだとすると、家計所得の上昇は、子供の“質”の需要を高め、子供への教育費を増やす。そして、教育費を捻出するために、母親の就業が促進されるという側面も出てくる。

また、この様な議論が展開された背景には、アメリカで世帯の所得水準と子供の数の間に正の相関がみられなくなってきたことがある。しかし、子供の質を正確に測定することが困難であることによって、女性の市場賃金の上昇が子供の数に与えるマイナスの影響を除いた後に本当に「量から質への」転換が起きているのかは、アメリカでの研究を見る限り明らかでない。

ひるがえって我が国の状況をみると、我が国では、60年代に既婚女性の労働力率は低下傾向にあり、出生率は70年代半ばまで安定傾向にあった。女子の労働力率が上昇傾向に転じ、出生率が減少するのは、70年代半ば以降のことである。このように、日本で70年代半ばまで、女性の就業と出生率の変化のあいだに正の相関がみられないのはなぜだろうか。また、75年以降の出生率の変化は女性の社会進出の進展と関係があるのだろうか。これらの点について、我が国の女子労働力の変化と出生率をみながら考えてみよう。

我が国の既婚女性の労働力率の動向（トレンド）が他の先進国とは異なり70年代の半ばまで低下していたのは、女子労働人口に占める自営業主や家族従業者の割合が高くこの比重の低下が全体の労働力率の趨勢に影響を及ぼしていたからである。しかし、70年代半ばからこれにかわって雇用就業者の動向がトレンドを左右するようになってきている。また、先進国の女子労働力は戦後一貫して雇用労働力が主流となっている。そこで、労働力率を雇用就業率に置き換えて、既婚女性の雇用就業率と女子の市場賃金率、合計特殊出生率の変化を1960年から90年にかけてみたのが図2-3である。

図2-3 有配偶女子雇用就業率、賃金及び出生率の推移



この図から、我が国においても第1次オイルショック以降、他の先進国で見られるような有配偶女子の雇用就業率の上昇、市場賃金率の上昇、および出生率の低下現象がみられることがわかる。しかし、60年代には、女性の就業と出生とのあいだに明らかな相関がみられないのはなぜだろうか。

女性の就業機会が増えるにしたがって出生率が下がるということは、アメリカや他の先進国ですでに実証されているが、ここで女性の就業というときには、暗黙のうちに女性が家の外で働くことが想定されている。しかし、女性の就業といっても、女性が自営業主として家で内職をしたり家族従業者として家で働く場合と、外で雇用者として働く場合では、出生率におよぼす影響は大きく異なる。

表 2-4 妻の従業上の地位別にみた平均子供数¹ (単位:人)

妻の従業上の地位	1950	1974
働いていない	2.51	2.18
家族従業者, 自営業主	2.46	2.13
雇用者	1.58	1.7

注: 1. 1950年のデータは都市部, 1974年のデータは東京都に住む人を対象としている。
 出所: 1950年: A. Jaffe and K. Azumi, "The Birth-rate and Cottage Industries in Underdeveloped Countries," *Economic Development and Cultural Change* 9, no.1, pt.1 (October 1960): 52-63;
 1974年: Machiko Osawa, "Women's Skill Formation, Labor Force Participation and Fertility in Japan" Ph. D. dissertation, Southern Illinois University, 1984.

表 2 - 4 は、妻の従業上の地位別に平均の子供の数をみたものである。これをみると、1974年で(妻が)雇用者として働いている世帯の子供の数は1.7人と低いが、(妻が)自営業主または家族従業者である世帯と専業主婦の世帯のあいだでは子供の数はそれぞれ2.13人と2.18人とそれほど大きな違いがみられない。このことは、雇用者とそれ以外のグループ(自営業主、家族従業者お

よび専業主婦)のあいだで、子育てのための機会費用(子育てのために失う放棄所得)がことなることを意味している。雇用者とそれ以外のグループとのあいだの大きな違いは、仕事をする場所が家の外であるのか、それとも自宅であるのかの違いである。若し自宅で仕事をするならば、家事や育児と仕事との両立(同時生産: joint production)が可能である。しかし、職場ではそれは不可能に近い(数年前に子づれ出勤が話題になったが、これも、多くの働く女性にとって、職場内保育所がない限り実現は難しい)。そして、この職場が自宅か外かという違いが同時に子育ての(機会)費用の差となって、出生率に影響を与えているのである。

経済学では、女性が雇用者として働いている場合の1時間当りの子育ての機会費用は平均の時間給に等しくなると考える。いま、女性が市場で働いて得られる時間給が1000円(W)だとしよう。若し、家族従業者として家で仕事をしている場合、子供をみながらも、そうでない人の3/4の生産高を上げることができるとすると、彼女の子育ての機会費用は1000円ではなく、250円(0.25W)ということになる。すなわち、家で働く家族従業者や自営業主の子育ての機会費用は雇用者として家の外で働いている女性の1/4にすぎないことになる。そのために、女性の就業が出生率に与える影響も弱くなるのである。

それに加えて、女性が雇用者として外で働く場合には、無視できない固定費用

(または、取引コスト)がかかる。それは、労働時間の長短にかかわらず外で働くために支出されなければならない費用であり、通勤にかかる時間や交通費または保育所やベビーシッターに支払う費用などがこれにあたる。女性が家で働くということは、これら諸々の支出を節約し、かつ仕事と子育てが両立できるという点で、特に若い子供をもつ母親にとってのメリットが大きいのである。

女性のライフサイクルをみると、子供が小さいときは家族従業者として働き、子供に手がかからないようになってから雇用者として働く女性も多い(Osawa, 1984)。ここからも、女性の就業の決定が子育ての(機会)費用と密接にかかわっていることがわかる。

いままでの考察から、女性の就業が出生率に与えるマイナスの影響は、妻が雇用者として働いている場合にとくに重要になってくるということがわかった。この点に関して我が国の状況をみてみると、戦後一貫して女性の市場賃金は上昇しているとはいうものの、既婚女性の就業機会は1970年の初めまではそれほど拡大しておらず、60年では既婚女性の雇用就業率はわずかに8・8%にすぎなかった。また60年の半ばまで、女性の雇用就業率は20~25歳層でピーク達し、その後2度と上昇することはなかった。すなわち、60年代には、主婦の就業や再就職は現在ほど一般的ではなく、また、既婚女性に開かれていた職種は製造業の生産職のような比較的低賃金の仕事であったために、女性が子育てのために犠牲にしなければならない機会費用も少なかったのである。また、外で働く既婚女性の割合が低かったために、女性の(雇用)就業が全体の出生率に与える影響も少なかったのである。

しかし1970年代になると女性をとりまく経済社会環境にも大きな変化が訪れる。70年代の半ば以降、女性の就業は晩婚化を通じて出生率に大きな影響を与えるようになってきている。この70年代半ばからみられる出生率の低下は若いコホート(同じ年に生まれた人の集団)の晩婚化によってもたらされた。これはとくに高学歴の女性に顕著にみられ、女性の就業機会の増大による結婚のメリットの低下が原因であると考えられる。しかし、晩婚化は、希望する子供の数が低下することによっても生じる。若し晩婚化が後者の理由によって生じているとすれば、出生率は有配偶出生率の低下となって今後さらに低下するだろう。さらに1975年以降に我が国でみられる出生率の低下が、経済の構造変化に対応したものであり、それゆえに、低出生傾向は今後も継続する可能性が強いことを示唆している。

若し出生率が継続的に低下すれば、労働力の減少により(完全雇用を維持しながらも達成できる)自然成長力が低下し、貯蓄率が低い高齢者の割合が増加することによって全体の貯蓄率が低下し、投資が減少する。また、医療費、年金などの社会保障負担が増加し、財政を悪化させ、現役世代の労働意欲を減退させる、などの影響が経済にあらわれることになる。

第三章

第一章で述べたように、女性の労働を著しく進展させたのは戦後の日本の経済発展であったが、それは我が国の家族形態をも大きく変化させた。自営業世帯が減少し、雇用者世帯が増大した。高齢者の老後保障という観点から、家族はどのような役割を果たしてきたのだろうか。また、経済が発展し、家族形態が変化する中で、その役割がどのように変化しているのだろうか。

経済が発展すると、家族形態は「拡大家族」から「核家族」へと変化するといわれる。農村社会の自営業世帯にみられる「拡大家族」とは、家族の成員を襲う災害や、病気、貧困といった不幸に対して相互扶助を行い、未成年や高齢者を扶養する、血縁関係を通じて形成された親族ネットワークのことである。ここでは居住地と仕事場が同一の場所にあるために、主婦が育児と仕事を両立させることも比較的容易であり、女性の就業が育児や老人の介護におよぼす影響もなかった。また、子供をもつことは、将来自分の老後保障につながる重要な意味をもっていたのである。

所が、経済が発展し、市場労働の生産性が高くなるにしたがって、生産活動は家庭から市場へと移行し、雇用世帯が増大する。この過程で市場生産と家計内生産が切り離され、主婦は家計内生産のみに従事するようになる。ここに、夫を世帯主とし妻や子供などの家族成員が扶養家族となる「伝統的世帯」が誕生するのである。1963年には、雇用者世帯の64%が、このような専業主婦をもつ世帯であった。

雇用者世帯に多くみられる「核家族」とは、農村社会の自営業世帯のように、一族が親族ネットワークを形成しているわけではなく、夫婦と子供によって構成されている家族である。また、子供は農村にある親の家から都市に出で家族を形成するのであるから、親世帯と子世帯は経済的にも距離的にも独立したものとなる。そこで、人々の老後の生活を保障するために、家族に代わって国が社会保障制度を確立する必要がある出てくるのである。

この「核家族」モデルでは、国の社会保障と家族が提供する福祉サービスとは、完全に代替的なものであると考えているが、これに対して「修正拡大家族」モデルでは、高齢者福祉における国と家族の役割を相互に補完的なものと考えている。社会の通信網や交通機関が発展すると、たとえ親子が距離的に離れて住んでいても、互いに行き来したり、密接な連絡をとることが可能になる。北欧における社会保障の実態をみても、国が提供する社会保障サービスが充実しても、これによって家族の結びつきが弱まるという結果はみられない。むしろ、精神面で家族が果たす役割の重要性が見直されている。

「修正拡大家族」モデルが着目する老後保障における家族の役割は我が国の社会保障を考える上でも重要であろう。我が国では、親は自分の老後は子供に面倒をみて貰うことを期待しており、また子供もそれを当然と考えている。また、現在は同居していなくても、親が病気になったり、1人になった場合には同居したいと考えている人が多い。もっとも、最近の調査では、これを「当然」と答える

人の割合よりも「仕方がない」と答える人の割合が増えているという。しかし、他の国と比較すれば、3世代同居の割合も依然として高く、人々の老後の生活保障に家族が果たしてきた割合が大きいことは事実である。

しかし、我が国においては、家族による福祉のサービスが重要な役割を果たしてきたにもかかわらず、この役割を積極的に評価せず、直系家族主義的な社会規範や「老人介護は女性の役割」といった意識によって、この負担が当然の義務として女性に強制されている傾向が強いという。そして、このような社会からの負担の強制が、家族病理や家族の危機を強め、「福祉の含み資産」である筈の家族の福祉サービスを「負の資産」へと転じてしまう可能性があることに注意を向けるべきだとしている。

現在のところ、我が国には女性の介護労働に対する直接的な公的援助はない。要介護者が否かによらず、70歳以上の親族であれば、老人扶養控除（同居の方が控除額が高い）が受けられるだけである。

夫や自分の親が寝たきりになったときに面倒をみているのは圧倒的に女性（94・8%）である。また、共働き世帯が増えるにしたがって、これが女性の継続就業を妨げる障害になってきている。平成3年度版の「労働白書」によると、就業を継続することが困難な理由の第1として、20歳代から30歳代にかけては育児が、また40歳代になると介護が上げられている。にもかかわらず介護を要する家族を抱える労働者のためにある一定期間（多くは1年間）の休業を認める介護休業制度を導入している企業は、1989年には調査対象企業の17%にすぎない。

上述の問題は、社会における共働き世帯の増加によって、ますます深刻化してきている。1992年2月に行われた総務庁統計局「労働力調査特別調査」によると、共働き世帯（妻も夫ともに非農林業雇用者）は914万世帯で、（非農林業雇用者の夫をもつ）片働き世帯の903万世帯をはじめと上回ったことが報告されている。また、1983年に共働きの妻の数（1531万人）と専業主婦（1472万人）の数が逆転している。

さらに重要なことは、この介護の負担が誰に対しても平等に分担されているわけではないことである。機会費用の概念を使えば、キャリアの蓄積のある女性ほど、介護による負担も大きくなる。同様のことは育児についてもあてはまる。人々のあいだで負担の不公平感が高まると、結婚の解消や結婚回避などの手段に出てそれが社会システムの不安定化につながる危険性が高いことを指摘する声もある。最近の若者の結婚離れや晩婚化には、いま述べてきたような負担の不公平感が、結婚の魅力の減少となって反映されているのかもしれない。

さて、共働き世帯の増加に伴って、結婚そのものの意味や夫婦のあり方にも大きな変化の兆しがみられる。男性に対する女性の相対賃金が上昇するにしたがって、伝統的な男女の分業のメリットが薄れてきたからである。若い世代になるほど、結婚に経済的なメリットよりも精神的なメリットを求める傾向が強まっている。1992年に総務庁が行った「国民選好度調査」から、以前に比べて国際関係や政治に対する関心が低下し、家族と過ごす時間や団欒を大切に思う人の割合

が増えてきていることが明らかにされている。このことを人々の意識が内向きになってきたことのあらわれとして批判的に捉える向きもあるが、これを家族の絆を保つために以前にも増して夫婦や親子のコミュニケーションが重要になってきたことのあらわれとみることもできる。それは同時に、家族の危機の存在をも意味するのである。

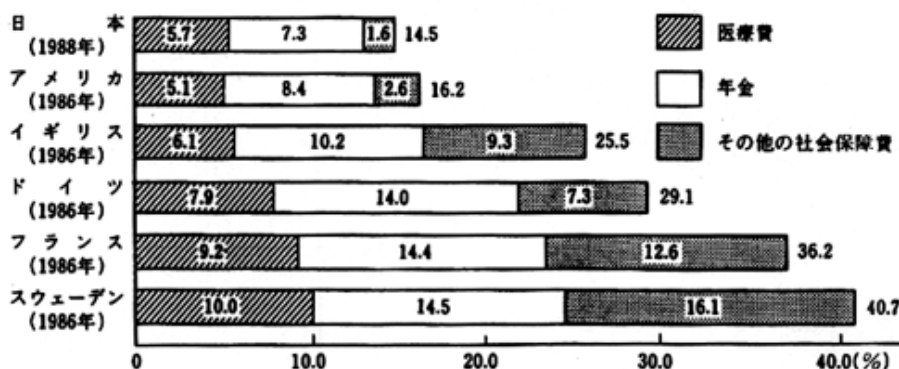
結婚の魅力が減少し結婚そのもののあり方が変化したことによって、離婚率も上昇している。離婚件数そのものは減少しているものの、有配偶合計離婚率（婚姻した人のなかで離婚を経験する人の割合）は、80年の18・9%から90年には24・2%へと急速に上昇している。90年には結婚している人の4人に1人が離婚を経験しているのである。昨年の99年に至っては、2・5分に1組の夫婦が離婚しているという割合になっており、離婚率は年々上昇傾向にある。

さらに、離婚率（1000人当りの離婚件数）を年齢別にみると、30～39歳層における離婚の上昇が著しく、60年の1・43から85年には4・75に上昇している。これにともなって母子世帯や父子世帯の割合が急速にふえている。60年には全世帯に占める母子世帯（母親と18歳未満の子供のいる世帯）の割合は2・5%であったのが、87年には4・7%へと増大している。この割合はイギリスに匹敵する。

我が国では、このような世帯の生活を保障するために、児童扶養手当を支給している。ところが、母子世帯や父子世帯の割合が増加するにしたがって、受給者がふえたために、国庫の財政負担が増大してしまった。そこで85年にこの支給にかかわる所得制限が強化され、実質的に支給が削減されている。

我が国の社会保障支出の特徴は、扶養能力の低い世帯の生活保護や老人ホームや障害者のための施設が不十分であることである。国民所得に占める社会保障費を、年金、医療費及びその他の支出に分けて国際比較したのが図3-1である。

図3-1 国民所得に占める社会保障費の国際比較



出典：The Cost of Social Security BASIC TABLES 1984-86, ILO (Geneva 1990).

これをみても、我が国では社会保障費支出に占める年金や医療費の比率が高く、その他の支出が低いことがわかる。その他の支出には、老人ホームや障害者の施設、保健サービスの他に、失業手当、児童手当、生活保護などがふくまれるが、この割合は、北欧やヨーロッパ諸国で高く、アメリカや日本で低い。例えば、ス

ウェーデンでは16・1%、フランスでは12・6%であるのに対して、我が国では1・6%と低くなっている。ここから、浮かび上がってくるのは「低負担、低福祉」という我が国の社会保障の実態である。

経済の変化に伴って世帯が小規模化し、また、単独世帯の数がふえている。1950年には、1世帯当りの平均世帯員数5・02人であったのが85年には3・17人に減少している。また、世帯の構成員数が3人以下のところは、60年には33・8%にすぎなかったが、85年では55・3%と増大している。

これは、核家族化現象が強まってきたことに加えて、出生率が低下していることにある。経済発展による女性の市場賃金水準の上昇は、妻の家庭における時間の価値を高め、時間消費的な育児コストを高めるからである。この変化が世帯の出生数を抑制するように働く。また、経済発展による家計所得の上昇は子供の数をふやす影響よりも子供1人当りにかける教育費を上昇させる傾向があることは先に述べた通りである。

上述の変化に加えて重要なのが、子供をもつことの意味の変化である。前述のように農村社会では子供は労働力としてもまた、老後の生活保障においても重要な意味をもっていた。ところが、公的な社会保障制度が発達し、生産の場が家から外へ移行するにしたがって、子供をもつ意味は、家族の生産活動や老後保障とは何の関係もない純粋に愛情のみの対象へと変化する。親は利他的な愛情を子供にそそぐことになる。これが、ベッカーが子供を耐久消費財と定義したゆえんである。

以上みてきた家族の変化は、家族の社会保障機能の低下を意味する。1955年には3世代世帯は全世帯の43・8%を占めていたが、89年には14・2%へと大幅に低下しており、これに代わって単身世帯の割合が5・4%から16%へと増大している。

21世紀における女性をめぐる施策を考える際の重要な視点は、人口構造の変化が社会や家族に与える影響である。最近、日本大学の人口研究所が発表した推計によると、日本の人口は団塊の世代が定年を迎える2007年を境に減少をはじめ、この時点で我が国の65歳以上の高齢者は世界ではじめて全人口の2割を突破するという。これにともなって、高齢者の所得保障や在宅医療やケアといった医療保険問題が深刻な問題となってくるだろう。

ことに、高齢化の進展にともなって深刻化するのが、介護の問題である。日本大学人口研究所の推計によると、2007年には40歳代の専業主婦の2人に1人が介護にあたらなければならない計算になるという。先に述べたように、我が国では、老人介護は女性の仕事という考え方が根強いばかりでなく、これが無償の労働として家族（女性）に強要されてきたところがある。これに対する間接的な見返りとして、税制においては専業主婦を優遇する措置がとられてきた。

しかし、女性の社会進出の進展は、伝統的な家族の崩壊をもたらし、高齢化社会における家族の果たす役割についての根本的な見直しがせまられている。2007年には65歳以上の高齢者のうち17・7%は1人暮らしになるとみられており、家族に代って高齢者の老後を保障する国の社会保障サービスの充実が求め

られている。

家族の機能が低下し行政の役割が増大するにつれて、高齢化社会を支えるための現役世代の負担も増大することになる。厚生省の試算によると、現役の労働者が高齢者の所得を保障するために支払う社会保険料は2025年には現在の2・4倍に増大するという。このような社会において、社会保険料の収入をふやし、福祉を充実させるためには、課税ベースとなる労働者の数をふやすことが不可欠となっている。そのためにもいままで十分に活用されてこなかった主婦や高齢者の能力開発が重要となる。さらに、主婦が働いて得た賃金で健康な高齢労働者を介護労働者として雇い、報酬を支払えば、高齢者の生活保障になると同時に、主婦が国に支払う社会保障費の増加によって寝たきり老人などの福祉を充実させることが可能になる。

以上に述べた理由からも、女性を労働市場において日本的経営を支える縁辺労働者として、また、家庭においては無償の介護労働者として活用する我が国の公共政策から、女性を基幹労働者として活用し社会保険料の収入をふやし、高福祉の社会を実現してゆく方向へと政策の転換が求められていると思われる。

またそのために企業も、フレックスタイムを導入したり、育児期間だけでも労働時間を短くするなどの措置を講じ、女性が働きやすい環境作りをしてゆく必要がある。そして、行政は、育児休業制度の導入とともに、このような企業の努力を推進するために、企業内保育所に対して補助金を支払ったり、税の軽減化をはかることも重要だろう。また、公的な保育所の充実が急務である。

さらに、女性が独立した個人として豊かな老後を迎えられるよう、たとえ育児や介護などで就業を中断しても、これを年金の継続期間とし、このことによって女性がペナルティーを課されないような制度の工夫が必要となろう。

以上、21世紀の社会に女性が就業と家庭生活を両立し、活力ある社会を実現するためのいくつかの施策を提案した。しかし、もっとも重要なことは、このような施策が個々に検討されるのではなく、総合的に検討され実行されることにある。たとえば、女性の配偶者控除が廃止され、女性の負担がふえても、労働市場において、女性が基幹労働者として働ける機会が制約されていたり、継続就業が困難な状況にあれば、家計の負担だけがふえて、結局税収の増加はあまり見込めず、活力ある社会は実現できないことになる。そのために、目的に向かってすべての政策が同じ方向に働く必要がある。

経済の変化を川の流りにたとえば、現在の社会政策はその流れに逆らい、変化の速度を遅らせる働きをしている。時代が変化し、共働き世帯が片働き世帯を上回った現在、求められているのは、女性が選択する前に、何がベストな選択かを社会が提示しているような社会システムではなく、女性がそれを自由に選択できる社会システムなのである。

21世紀に活力ある社会を実現するために何をなすべきか、女性を巻き込んだ議論が必要になってきている。

参考文献

- ・大沢真知子 「経済変化と女子労働」
- ・日経連労務法制部編 「改正均等法・労基法・育介法早わかり」
- ・宮島洋 「高齢化時代の社会経済学」
- ・石川経夫 「所得と富」